

児童扶養手当額が改正されます

児童扶養手当の法改正により、8月(12月支給分)から児童扶養手当額が改正されます。

○児童扶養手当

	現行		改正後	
	一部支給	全部支給	一部支給	全部支給
第1子	42,320円 9,990円	42,330円	変更なし	変更なし
第2子加算額	5,000円	5,000円	9,990円 5,000円	10,000円
第3子以降加算額	3,000円	3,000円	5,990円 3,000円	6,000円

※児童扶養手当…父母が離婚などで、父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために支給される手当です。

▼問い合わせ 福祉課 とも係 ☎ 75-6118

『ひとり親家庭等医療費受給資格証』 更新手続きのお知らせ

現在、お持ちの受給資格証の有効期限は8月31日(水)までです。9月以降も助成を受けるには、更新手続きが必要です。

■受付期間 8月1日(月)～8月19日(金)
■受付場所 福祉課 とも係

該当する人には郵送でお知らせしていますので、忘れずに手続きしてください。

▼問い合わせ 福祉課 とも係 ☎ 75-6118

児童扶養手当・特別児童扶養手当の 『現況届』の届出時期です

児童扶養手当・特別児童扶養手当を8月以降も継続して受給するには、『現況届』の手続きが必要です。

該当される人には郵送で通知をしています。手続きが遅れると、受給が遅れることがあります。

■受付期間 児童扶養手当 8月1日(月)～8月19日(金)
特別児童扶養手当 8月15日(月)～8月19日(金)

■受付場所 福祉課 とも係

※児童扶養手当・特別児童扶養手当は、受給資格があっても手続きをしないと支給されません。

▼問い合わせ 福祉課 とも係 ☎ 75-6118

ひとり親家庭 親子のふれあいバス旅行 参加者募集

多久市母子寡婦福祉連合会と多久ライオンズクラブでは、親子でゆつくりとしたふれあいの時間を過ごしてもらおうと、バス旅行を実施します。楽しい思い出づくりに参加してみませんか？

■日時 8月28日(日) 8時30分～17時(予定)

■行き先 波戸岬・相賀(地引網体験)、

唐津(バーベキュー昼食)、おさかなセンター

■参加対象者 ひとり親家庭の子ども(中学生まで)

とその保護者

■参加費 無料

■持ってくるもの 水筒、着替え、タオルなど

■申込期限 8月12日(金)

▼問い合わせ・申し込み 福祉課 とも係 ☎ 75-6118

